



2 初 教 科 6 7 号
令和 3 年 3 月 3 0 日

各都道府県教育委員会
教科書関係事務主管課長 殿

文部科学省初等中等教育局教科書課長
神 山 弘

(公印省略)

令和 4 年度使用教科書の採択事務処理について (通知)

教科書採択の公正確保については、「教科書採択における公正確保の徹底等について」(令和 3 年 3 月 30 日付け 2 文科初第 2012 号文部科学省初等中等教育局長通知)において通知したところですが、円滑な採択事務処理については、下記事項にも十分留意いただくようお願いします。

なお、本通知は、貴教育委員会の教育長及び教育委員、知事部局を含む関係部署のほか、域内の市町村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校を含む全ての学校に対しても周知いただくようお願いします。

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係
電話 03 (5253) 4111 内線 2576

記

1 採択に当たっての留意事項について

(1) 小学校用教科書の採択について

令和3年度においては、無償措置法第14条の規定に基づき、無償措置法施行規則第6条各号に掲げる場合を除いて、令和2年度と同一の教科書を採択しなければならないこと。

(2) 中学校用教科書の採択について

令和3年度においては、無償措置法第14条の規定に基づき、無償措置法施行規則第6条各号に掲げる場合を除いて、令和2年度と同一の教科書を採択しなければならないこと。

なお、令和3年度においては、自由社の「新しい歴史教科書」について、教科用図書検定規則に基づき、検定審査不合格の決定の通知に係る年度の翌年度に行われた再申請により、令和2年度に文部科学大臣の検定を経て新たに発行されることとなったことから、無償措置法施行規則第6条第3号により採択替えを行うことも可能である。

その際、以下の(ア)から(カ)までの事項に留意すること。また、以下に挙げる留意事項は「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布、施行について(通知)」(平成28年6月20日付け28文科初第432号文部科学省初等中等教育局長通知)の第二に記載の内容も含まれることから、必要に応じて当該通知も参照すること。

(ア) 採択替えを行うことができるのは、新たに発行されることとなった教科書の種目のみであり、その他の種目の教科書について、採択替えを行うことはできないこと。

(イ) 採択替えを行うか否かは、採択権者の判断によるべきものであること。その際、都道府県教育委員会において行う新たに発行されることとなった図書についての調査研究(下記(カ)参照)の結果のほか、令和2年度における採択の理由や検討の経緯及び内容等を踏まえて判断することも考えられること。

(ウ) 新たに発行されることとなった教科書の種目の全ての教科書について、採択権者において改めて調査研究等を行った結果、採択している教科書又は新たに発行されることとなった教科書以外の教科書に採択替えすることも可能であること。

(エ) 上記を含めて採択替えを行う場合には、無償措置法の規定の趣旨に則り、教科書採択の公正性・透明性を確保する観点から、採択結果及びその理由をはじめとする教科書の採択に関する情報の積極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすことが必要であること。

(オ) 採択替え後の教科書を採択する期間は、同一の教科書を採択しなければならない期間として無償措置法施行令第15条第1項に規定する4年間から採択替え前の期間を控除した期間であること。

(カ) 都道府県教育委員会においては、無償措置法第10条の規定に基づき、

新たに発行されることとなった図書について調査研究を行うこと。その際、具体的な実施方法については、各都道府県教育委員会において、その実情を踏まえて適切に判断されるべきものであること。

(3) 高等学校用教科書の採択について

令和4年4月1日以降に高等学校に入学する生徒の教科書については、高等学校学習指導要領(平成30年文部科学省告示第68号。以下「平成30年学習指導要領」という。)の適用を受けるため、「高等学校用教科書目録(令和4年度使用)」の第1部に掲載されている教科書のうちから採択しなければならないこと。

高等学校学習指導要領(平成21年文部科学省告示第34号。以下「平成21年学習指導要領」という。)の適用を受ける生徒が使用する教科書は、同目録の第2部に掲載されている教科書のうちから採択すること。第3部以降が掲載された場合も同様とすること。なお、「平成三十一年四月一日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間における現行高等学校学習指導要領の特例を定める件」(平成30年文部科学省告示第172号)(別添)に基づき、保健体育、芸術、福祉、体育、音楽及び美術については、その全部又は一部について、平成30年学習指導要領の規定によることとすることができることとなっていることから、その場合は、これらの科目の教科書について、同目録の第1部に掲載されている教科書のうちから採択することができること。

(4) 学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書の採択について

① 学校教育法(昭和22年法律第26号。)附則第9条第1項の規定により特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学級において使用する教科書以外の教科用図書(以下「特別支援学校・学級用一般図書」という。)の採択並びに同条の規定により高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)において使用する教科書以外の教科用図書の採択に当たっては、採択権者は教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を選定すること。

② 特別支援学校・学級用一般図書の採択に際しては、まずは文部科学省著作教科書の使用の適否とともに、文部科学大臣の検定を経た下学年用教科書の採択の適否を十分考慮すること。その上で、これら以外の図書を採択することが適当である場合には、以下の(ア)から(オ)までの事項に、特に留意すること。

(ア) 児童生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容(文字、表現、挿絵、取り扱う題材等)の図書が適切であること。

(イ) 可能な限り体系的に編集されており、教科の目標に沿う内容を持つ図書が適切であること(特定の題材又は一部の分野しか取り扱っていない参考書、図鑑類、問題集等の図書は適切ではない。)

(ウ) 上学年で使用する図書や、採択する他教科の図書との関連性も考慮すること。

(エ) 価格については、前年度の実績を考慮するなどし、高額なものに偏ることのないようにすること。

(オ) 別途送付している「令和3年度一般図書契約予定一覧」(令和3年2月25日付け事務連絡参照)を参考にしつつ、それ以外の図書も含めて最も適切なものを採択すること。

- ③ 分冊となっている一般図書や弱視児童生徒のための拡大教科書、点字教科書については、教科書と同様に分冊本を採択できるが、その供給については、教科書と同様の時期に一括して行われるものであること。

なお、拡大教科書及び点字教科書のうちボランティア団体が作成するものについて、全分冊の一括供給が困難である場合においては、年度当初の授業で使用される分冊が授業開始前に供給され、以降の供給も授業に支障が生じない時期に供給可能であることが必要であること。

- ④ 特別支援学校・学級用一般図書を採択する場合には、採択した図書が支障なく供給されるよう図書の種類、発行部数及び発行者の所在地等について把握した上で、令和3年度中に供給可能であるかどうかを十分に確認しておくこと。

なお、令和4年度用特別支援学校・学級用一般図書の需要数を取りまとめた後、改めて文部科学省から当該発行者に対し、供給が可能かどうか確認をすることになるため、その結果、絶版や在庫不足等の理由により、発行者が供給に応じられない場合もあることに留意すること。

2 教科書見本の送付について

- (1) 教科書見本の送付先と送付部数の上限は「教科書採択の公正確保について」(令和3年3月30日付け2文科初第2011号文部科学省初等中等教育局長通知)において教科書発行者に対して指導がなされているので参照すること。
- (2) 教科書発行者に対しては、令和2年度検定において合格した教科書について、採択事務に支障のないよう教科書見本を制作し次第、4月末日(教科書センターについては5月末日)までに送付するよう求めていること。
- (3) 高等学校用教科書見本については、各高等学校にも送付できることとしているが、翌年度以降の採択替えの際の調査研究に支障が生じないように、各学校において教科書見本の適切な保管・管理を行うよう努めること。

3 教科書展示会について

- (1) 教科書展示会は、教育関係者の教科書研究の便宜を図り、一般公開を通じて、地域住民等の多くの方々に教科書に触れていただくための取組であり、教科書展示会の開催に係る経費は、地方交付税で措置されていること。
- (2) 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第5条の規定に基づく教科書展示会は、新型コロナウイルスの影響に鑑み、昨年度と同様、6月10日以降の最初の金曜日である6月11日から7月31日までの間で都道府県教育委員会において定める任意の14日間(法定展示期間)開催すること(令和3年文部科学省告示第33号)。
- (3) 法定展示期間外であっても、教科書展示会を開催することは可能であり、

法定展示期間の前後にも展示を行ったり，移動展示会や図書館や公民館等における展示を行ったりするなど，広く地域住民の方々が，展示会に参加できるよう工夫すること。

また，拡大教科書及び点字教科書や，学習障害やその他発達障害等により，教科書に一般的に使用されている文字等を認識することが困難な児童生徒向けに作成されている音声教材についても，教科書展示会等の機会を活用し，普及促進を図っていくことが望ましいこと。その際，平成27年3月に全国の教科書センターに配布したサンプル集や，平成29年1月に全国の都道府県教育委員会及び市町村教育委員会に配布したサンプル集を活用することも考えられること。

- (4) 都道府県教育委員会は，教科書展示会において，学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書を展示することができるが，その際，これらの図書の見本は，基本的には都道府県教育委員会が購入することが適切であること。
- (5) 各都道府県教育委員会は，教科書展示会の開催時期・場所等について，教育関係者はもとより，保護者等広く一般にも積極的に周知を図ること。なお，文部科学省ホームページにおいても，各都道府県教育委員会が開催する教科書展示会についての情報を公開することとしていること。
- (6) 教科書見本が送付されない場合を除いて，教科書展示会の出品教科書については，その取扱い上の差別をしてはならないこと。
- (7) 上記の教科書展示会に出品された教科書見本については，展示後1年間保存することとされていることに留意すること（翌年度使用教科書のみ）。

4 需要数報告について

- (1) 需要数の報告は，文部科学大臣が教科書発行者に対して行う発行指示の基礎となる数を把握するためのものであり，都道府県教育委員会においては，国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校分も含めて需要数の把握を適切に実施し，報告後に生じたやむを得ない事情による場合を除き，可能な限り正確な需要数を把握するものとする。
- (2) 都道府県教育委員会においては，市町村教育委員会等からの需要数の報告について，適切なスケジュール管理を行い，各都道府県教育委員会から文部科学大臣への需要数報告期限（9月16日）を遵守すること。
- (3) 需要数報告後の大幅な需要数変更は，教科書の発行及び供給に混乱を生じさせることにもつながりかねないので，学校や学科の新設・廃止等，新たに採択する必要が生じた場合によるほかは，極力変更がないよう，正確な需要数の把握に努めること。
なお，やむを得ない事情により需要数を変更する場合には，採択権者は都道府県教育委員会及び教科書取扱書店に，都道府県教育委員会は文部科学大臣に報告するとともに，教科書・一般書籍供給会社に連絡すること。また，この需要数報告の変更及び連絡は，教科書の製造・供給に支障が生じないように，遅くとも教科書を使用することとなる年度の前年度の12月末

までに行うこと。

- (4) 高等学校においては、平成30年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書（教科書目録第1部掲載）と、平成21年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書（同第2部掲載）は異なるので、需要数報告に当たっては混同することのないよう十分注意すること。第3部以降が掲載された場合も同様とすること。
- (5) 特別支援学級・学校用一般図書及び教科用特定図書等の需要数報告については、別途送付する通知を参照すること（※教科用特定図書等：教科書に代えて使用する拡大教科書及び点字教科書）。
- (6) 昨年度と同様、必要とする児童生徒に音声教材を円滑に提供できるよう、障害のある児童生徒が使用する音声教材の需要数を把握するための調査を実施予定であること。なお、教科書関係事務主管課のみではなく、特別支援教育関係事務主管課とも連携を図り、音声教材の需要を適切に把握し、普及推進に積極的に取り組むこと。

5 教科書センターについて

- (1) 教科書センターは、教科書を常時展示し、教科書の調査研究の便宜を図るとともに、保護者や地域住民等も利用することを目的として設けられた施設であること。
- (2) 教科書センターについては、新設、移転（住所表示の変更を含む。）、名称変更、廃止の場合又は既設の教科書センターにおいて展示する教科書の種類（小・中・高・特別支援学校）の変更があった場合には、その旨を文部科学省初等中等教育局教科書課に報告すること。
報告の様式は任意であるが、教科書センターの名称、住所、設置場所、電話番号、展示教科書の種類について、変更前と変更後のものが分かる形で示すとともに、変更後の都道府県内の教科書センターの一覧表及び変更についての簡単な理由を付記すること。

6 義務教育諸学校用教科書の採択地区の設定又は変更について

- (1) 採択地区がより適切なものとなるよう、採択地区の設定又は変更に当たっては、各市町村教育委員会の意向等を踏まえるとともに、随時その状況を把握すること。
- (2) 採択地区を設定し、又は変更したときは、無償措置法第12条第3項の規定に基づき、告示を行い、関係者に周知するとともに、文部科学大臣にその旨を速やかに報告すること。その際、以下の資料を添付すること。
 - ① 採択地区変更に係る告示の写し
 - ② 採択地区の区域及び名称を明示した地図（構成市町村の境界を点線で示すこと）
 - ③ 採択地区変更に係る理由書
 - ④ 変更前及び変更後の採択地区の名称及び構成市町村名等を対照する書類

- (3) 採択地区の変更に際して、教科書の採択方法・給与の可否等に不明な点がある場合には、事前に文部科学省初等中等教育局教科書課まで相談すること。

7 その他

令和3年度の採択事務処理に当たり、新型コロナウイルスの影響により、域内の教育委員会等に置いて教科書採択に関する事務処理が法令、局長通知及び本通知等により難しい事情がある場合には、速やかに文部科学省初等中等教育局教科書課に相談すること。

8 今後の検定・採択のスケジュールについて

令和3年度以降の採択事務処理の準備に当たっては、今後の検定・採択のスケジュールについて、別記の表を参照すること。

以上

【別記】検定・採択の周期

年度（西暦） 学校種別等区分		H30 (2018)	H31/R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	
小学校	検定	◎				◎				◎	
	採択	△	△				△				
	使用開始	●	○	○				○			
中学校	検定	◎	◎				◎				
	採択	▲	△	△				△			
	使用開始		●	○	○				○		
高等学校	主として 低学年用	検定		◎	◎				◎		
		採択			△	△				△	
		使用開始				○	○				○
	主として 中学年用	検定			◎	◎				◎	
		採択				△	△				△
		使用開始	○				○	○			
	主として 高学年用	検定				◎	◎				◎
		採択	△				△	△			
		使用開始		○				○	○		

◎：検定年度

△：直近の検定で合格した教科書の初めての採択が行われる年度

○：使用開始年度（小・中学校は原則として4年ごと，高校は毎年度採択替え）

▲：直近の検定で合格した「特別の教科 道徳」の教科書の初めての採択が行われる年度

●：「特別の教科 道徳」の使用開始年度

※ 小学校には義務教育学校の前期課程を，中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を，高等学校には中等教育学校の後期課程を含む。

※ 小学校における平成30年度，中学校における平成31年度／令和元年度においては，「特別の教科 道徳」を除く各教科の教科書について採択が行われた。

※ 太線以降は，学習指導要領改訂後の教育課程の実施に伴う教科書についてである。

(別添)

○文部科学省告示第七十二号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第八十四条及び第九十六条の規定に基づき、平成三十一年四月一日から高等学校学習指導要領（平成三十年文部科学省告示第六十八号）が適用されるまでの間における高等学校学習指導要領（平成二十一年文部科学省告示第三十四号）の特例を次のように定める。

平成三十年八月三十一日

文部科学大臣臨時代理

国務大臣 松山 政司

1 総則

(高等学校教育の基本と教育課程の役割等)

- (1) 高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号）（以下「現行高等学校学習指導要領」という。）第1章第1款，第4款，第5款（3の(4)を除く。）及び第6款の規定にかかわらず，高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）（以下「新高等学校学習指導要領」という。）第1章第1款から第6款まで（第2款の3の(1)，(2)，及び(3)のロ並びに5（3の(2)のアの(ウ)を除く。）を除く。）の規定によるものとする。

(福祉に属する科目)

- (2) 福祉に属する科目については，現行高等学校学習指導要領第1章第2款の3の表福祉の欄中「福祉情報活用」とあるのは，「福祉情報活用，福祉情報」とする。

(総合的な探究の時間)

- (3) 現行高等学校学習指導要領第2款及び第3款中「総合的な学習の時間」とあるのは，「総合的な探究の時間」とする。

(通信制の課程における教育課程の特例)

- (4) 通信制の課程における教育課程の特例については，次に定めるところによるものとする。

ア 現行高等学校学習指導要領第1章第7款の規定のうち「第1款から第6款まで（第4款，第5款の1並びに第5款の4の(4)のア及びイを除く。）に定めるところによる」の部分にかかわらず，現行高等学校学習指導要領第1章第2款及び第3款，新高等学校学習指導要領第1章第1款，第2款の1，2，3の(2)のアの(ウ)及び(5)から(7)まで（(7)のエの(ア)及び(イ)を除く。）並びに4並びに第3款から第6款まで並びにこの告示の第1項の(5)の規定によること。

イ 現行高等学校学習指導要領第1章第7款の1から5までの規定にかかわらず，新高等学校学習指導要領第1章第2款の5の(1)から(6)までの規定によること。この場合において，新高等学校学習指導要領第1章第2款の5の(3)中「理数に属する科目及び総合的な探究の時間」とあるのは，「総

合的な探究の時間」と読み替えるものとする。

(道徳教育に関する配慮事項)

(5) 道徳教育に関する配慮事項については、現行高等学校学習指導要領第1章第5款の3の(4)の規定にかかわらず、この告示の第1項の(1)から(4)まで並びに現行高等学校学習指導要領第1章第2款及び第3款に示す事項に加え、新高等学校学習指導要領第1章第7款の1から4までの規定に配慮するものとする。この場合において、新高等学校学習指導要領第1章第7款の1中「公共」とあるのは「現代社会」とし、第7款の2中「特別の教科である道徳」とあるのは、「道徳又は特別の教科である道徳」と読み替えるものとする。

2 各教科等

(地理歴史)

(1) 地理歴史に属する科目の指導に当たっては、現行高等学校学習指導要領第2章第2節第2款第3の2の(2)の(ア)の(ア)及び第4の2の(4)の(ア)に規定する事項については、新高等学校学習指導要領第2章第2節第2款第3の3の(2)のウ及び第4の3の(2)のクのうち領土の画定に関する規定をそれぞれ適用するとともに、現行高等学校学習指導要領第5の2の(1)の(ア)及び第6の2の(2)の(エ)に規定する事項については、新高等学校学習指導要領第2章第2節第2款第1の3の(2)の(ア)の(ア)及び第2の3の(2)の(オ)のうち我が国の領域をめぐる問題に関する規定をそれぞれ適用するものとする。

(公民)

(2) 公民に属する科目の指導に当たっては、現行高等学校学習指導要領第2章第3節第2款第1の2の(2)の(オ)に規定する事項については、新高等学校学習指導要領第2章第3節第2款第1の3の(3)の(カ)の(オ)のうち「国家主権、領土（領海、領空を含む。）」に関する規定を適用するとともに、現行高等学校学習指導要領第2章第3節第2款第3の2の(1)の(イ)に規定する事項については、新高等学校学習指導要領第2章第3節第2款第3の3の(2)の(エ)の(イ)の規定を適用するものとする。

(保健体育)

(3) 保健体育に属する科目の指導に当たっては、現行高等学校学習指導要領第2章第6節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新高等学校学習指導要領第2章第6節の規定によることができる。

(芸術)

(4) 芸術に属する科目の指導に当たっては、現行高等学校学習指導要領第2章第7節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新高等学校学習指導要領第2章第7節の規定によることができる。

(家庭)

(5) 家庭に属する科目の指導に当たっては、現行高等学校学習指導要領第2章第9節第2款第1の2の(2)のエに規定する事項に、新高等学校学習指導要領第2章第9節第2款第1の2のCの(2)のAのうち契約の重要性及び消費者保護の仕組みに関する規定に係る事項を加え、新高等学校学習指導要領第2章第9節第2款第1の3の(2)のウのうち(2)のAに関する規定を適用するとともに、現行高等学校学習指導要領第2章第9節第2款第2の2の(3)のウ及び第3の2の(2)のAに規定する事項に、高等学校学習指導要領第2章第9節第2款第2の2のCの(2)のAの(1)のうち契約の重要性及び消費者保護の仕組みに関する規定に係る事項を加え、新高等学校学習指導要領第2章第9節第2款第2の3の(2)のウのうち(2)のAの(1)に関する規定を適用するものとする。

(福祉)

(6) 福祉に属する科目の指導に当たっては、現行高等学校学習指導要領第3章第8節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新高等学校学習指導要領第3章第8節の規定によることができる。

(体育)

(7) 体育に属する科目の指導に当たっては、現行高等学校学習指導要領第3章第10節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新高等学校学習指導要領第3章第10節の規定によることができる。

(音楽)

(8) 音楽に属する科目の指導に当たっては、現行高等学校学習指導要領第3章

第11節の規定にかかわらず，その全部又は一部について新高等学校学習指導要領第3章第11節の規定によることができる。

(美術)

(9) 美術に属する科目の指導に当たっては，現行高等学校学習指導要領第3章第12節の規定にかかわらず，その全部又は一部について新高等学校学習指導要領第3章第12節の規定によることができる。

(総合的な探究の時間)

(10) 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（平成30年文部科学省令第28号）による改正後の学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成30年文部科学省令第13号）による改正後の学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第83条に規定される総合的な探究の時間の指導に当たっては，新高等学校学習指導要領第4章の規定によるものとする。

(特別活動)

(11) 特別活動の指導に当たっては，現行高等学校学習指導要領第5章の規定にかかわらず，新高等学校学習指導要領第5章の規定によるものとする。

附 則

- 1 この告示は平成31年4月1日から施行する。ただし，第2項の(5)の規定は，平成30年4月1日以降高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）に入学した生徒（学校教育法施行規則第91条（同令第113条第1項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程及び全課程の修了の認定から適用し，第1項の(3)及び第2項の(10)の規定は，施行日以降高等学校に入学した生徒（学校教育法施行規則第91条の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程及び全課程の修了の認定から適用する。
- 2 平成31年3月31日以前に高等学校に入学した生徒（学校教育法施行規則第91条の規定により同日後に入学した生徒で同日以前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを含む。）に係る教育課程及び全課程の修了の認

定については、新高等学校学習指導要領第1章第1款、第2款及び第4款並びに第5章中「総合的な探究の時間」とあるのは、「総合的な学習の時間」と読み替えるものとする。